

まえがき

今日、日本社会の様々な領域において急激な構造変化が進行しています。特に産業や経済の変容は雇用形態の多様化・流動化にも直結しています。そういった状況により、子供たちが将来に不安を感じ、学校での学習に自分の将来や社会との関係で意義が見いだせないことから、学びへの意欲がわかず、内発的な学習習慣が確立していないといった状況も指摘されています。このことは繰り返し公表される国際的な調査結果でも明らかとなっています。

昨春示されたキャリア教育支援資料「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット―学習意欲の向上を促すキャリア教育について―を見ても、一人一人が「生きる力」を身に付け、しっかりとした勤労観・職業観を形成・確立し、それぞれが直面するであろう多様な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要な課題となっています。社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育て、一人一人のキャリア発達を支援する「キャリア教育」と「学習意欲」の関係についても説明されました。また、昨年11月20日に文部科学大臣によって諮問された「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」においても、学ぶことと社会のつながりを意識すること、「どのような力が身に付いたか」などの視点を重視することが示されています。

文部科学行政関連の審議会報告等で、「キャリア教育」が文言として初めて登場したのは、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成11年12月）」です。本答申では「学校教育と職業生活との接続」の改善を図るために、小学校段階から発達段階に応じて「キャリア教育」を実施する必要があると提言されました。

当センターでは、平成14年11月に「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」の報告書をまとめました。この中では、「職業観・勤労観」を定義し、その望ましさや、育成を図っていくことの必要性について言及しています。平成16年1月には「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」から最終報告書が公表されるなど、我が国における「キャリア教育」の推進にとって重要な提言が相次いで出されました。

さらに、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一部として「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が位置付けられました。また翌年改正された学校教育法において、新たに定められた義務教育の目標の一つとして「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて進路を選択する能力を養うこと」が規定され、小学校からの体系的なキャリア教育実践に対する明示的な法的根拠が整えられました。

加えて、平成20年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」においても、新しい学習指導要領でのキャリア教育の充実が求められ、同年3月には小学校と中学校の学習指導要領が、平成21年3月には高等学校の学習指導要領がそれぞれ本答申に基づいて改訂されました。また、平成20年12月には、文部科学大臣が中央教育審議会に対して「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を諮問し、平成23年1月に答申がまとめられました。本答申では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と新たに定義付け、キャリア教育を通して中心的に育成すべき力として「基礎的・汎用的能力」を提示しています。平成25年6月には「第2期教育振興基本計画」が閣議決定され、今後5年間（～平成29年度）に取り組むべき基本的方向性の一つとして「社会を生き抜く力の養成」が明示され、「社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の充実」が挙げられています。

これまで本資料集は、文部科学省、当所等において出された主な研究報告書・手引・資料などを網羅的に収録することを基本方針として参りましたが、中央教育審議会がキャリア教育の新たな方向性を示す答申をまとめたこと等に鑑み、平成22年度版より当該答申及びその後公表された最新資料に焦点を絞り、掲載資料の精選を図ることといたしました。今年度版では新たにキャリア教育支援資料「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット 子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」～キャリア教育を一步進める評価～（平成27年3月）を加えています。

本資料集が各教育委員会、学校等において、「キャリア教育」の研修や具体的な実践の参考として広く活用されることを期待しています。